

# 「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

## 8. 検察の証拠隠し

憲法で裁判の公開という大原則がきめられながら、傍聴者のメモはいつさい許さない裁判所。「公益の代表」といわれる検察庁や、「市民の警察」と称している警察も、依然として厚い秘密のベールにおおわれていて、その壁はますます厚くなっている。

最近活発になっている情報公開法とのからみでいえば、裁判でいつも問題になる証拠開示があげられる。警察が捜査して収集した証拠の中には、いろいろな証拠がある。被疑者に決定的に不利な証拠もあれば、逆に無実を示す証拠も入っているかも知れない。しかし、いったん起訴された段階で、証拠は検察官が引き継ぎ、公判には有罪の立証に必要なものしか出さない。

公判の段階で、検察、弁護側双方が激しく対立し、もめるのがこの証拠の開示である。弁護側は、被告に不利な証拠も有利な証拠も、隠さず提出するように求める。一方、検察側は証拠の全面開示には反対する、公判請求をした以上、有罪を立証するのが検察官の役割であり、手の内は見せたくないというわけだ。だが、この証拠開示についてみせる検察官の態度こそ、冤罪の主要な原因なのである。

過去の冤罪の歴史をふり返ると、検察官が証拠の全面開示を拒否し、被告に有利な証拠を隠しつづけた歴史ともいえるだろう。検察側のこの証拠隠しをあげて、被告の無実の証拠を公判に出させた場合は無罪になるし、逆にあげなかった時は有罪が通る。

松川事件の「諏訪メモ」に代表される証拠隠しは、その後も絶えることなくつづいた。冤罪が正真正銘の権力犯罪であることは、検察が被告の無実を証明する決定的な証拠を隠すことに明白にあらわれている。

一九七九年（昭 54）に三件も再審開始決定があいついだ死刑確定囚の再審事件は、いずれも背筋の寒くなるような証拠隠し、証拠つぶしが行われていた。

一九七九年は、六月に財田川事件、九月に免田事件、十二月に松山事件と、計三件の死刑確定囚に再審開始の決定があった。

財田川事件は一九五〇年（昭 25）二月二十八日、香川県三豊郡財田川村で、ヤミ米ブローカー、香川重雄さん（当時六二歳）が刃物で惨殺され、現金一万二千元を奪われた事件である。近くに住む“不良”だった当時十九歳の谷口繁義少年が犯人とされ、半年後に起訴された。谷口さんは裁判では無実を叫び、「警察で拷問され、無理やり自白させられた」とデッチあげを主張した。

しかし、一九五七年（昭 32）一月に最高裁で谷口さんの死刑が確定した。絶

対絶命のピンチに立たされた谷口さんが申し立てた再審も、翌年三月に高松地裁丸亀支部で棄却された。その後、どうしたわけか谷口さんは第二回目の再審請求はしていない。

死刑確定から執行までの平均期間は約二年十一カ月となっている。法務省は死刑執行の準備に入った。執行の手続きは法務省刑事局で担当検事が記録を取り寄せ、再審や非常上告の有無、恩赦の事情があるかどうかを精査して、意見を出す。このため、法務省刑事局は高松地検に公判不提出の記録を送るよう要請した。ところが、意外な返事が返ってきた。公判不提出の記録がなくなっていたのだ。記録は事件によって保存期間が定まっており、死刑の場合は永久保存である。第一審の担当検察庁に保管されることになっており、高松地検丸亀支部で保存されていたが、これがいつの間にかなくなっているというのだ。

一九五九年（昭34）六月一日、丸亀支部の木村和夫検察事務官は公判不提出記録紛失の顛末書を書いた。「何時頃、不提出記録を紛失したか時期の特定は困難であり、調査の顛末の結果は強盗傷人事件の確定記録の廃棄処分の際、或は誤ってまぎれ込んでいた該当不提出記録を廃棄処分したものと思料されるのであります」

いうまでもないが、公判に不提出の記録の中には、谷口さんに有利な記録か、あるいは無実を証明する証拠も含まれていたかも知れない。一九七九年（昭54）六月の再審開始決定でも、わずかに残っていた公判不提出の「財田川村強盗殺人捜査状況報告書」などが、谷口さんの無実を証明する証拠の一つとされて、採用されたのである。

なぜ、相当施大な量にのぼると思われる公判不提出記録が検察庁の倉庫から消えたのか。同支部は、

- ①財田川事件は六年五カ月の長期裁判だったため、その間の主任検事や事務官の異動によって記録が不明になった。
- ②別件の谷口さんの強盗傷人事件の確定記録を廃棄処分した時に、同時に誤って廃棄したのではないか。

と弁明した。確かに、財田川事件は同支部では長期裁判だったし、めったにない重大裁判だった。だが、それだけ裁判が長びけば、記録の必要性も高まるし、保存にもいっそう注意するのが当然であろう。裁判の長期化と紛失は結びつかないし、むしろその逆である。また、別件の強盗傷人の記録を廃棄した際の廃棄目録にはまったくこのことは記載されておらず、同支部の説明に説得力はなかった。

だが、結局、なぜ紛失したかは深く追及されることなく、検察庁内部で、秘密のまま処理されていた。谷口さん自身や弁護団も、再審の審理の過程でこの紛失が判明するまで、いっさい知らなかったのである。

一九七二年（昭 47）九月、高松地裁丸亀支部は第二回再審請求を棄却したが、その棄却理由の中で次のように書いている。

「証拠品処分も未処理であった段階で、相当ぼう大になっていたと思科される公判不提出記録が紛失、あるいは廃棄せられるということは、事務上の過程としては甚だ異例のことであり、請求人よりすると、証拠いんめつの不信、疑惑が生じるのも止むを得ないものとするが、それだからといって記録を故意に廃棄、または隠匿したと認めるに足る証左はない」

記録を保管、保存しているのは検察庁である。厩大な量の公判不提出記録がごっそり消えるということは異例であり、明らかに担当検事や事務官の過失である。これによって、もし谷口さんに有利な証拠や無実を裏づける記録が一緒に紛失されていたとすれば、谷口さんが無実を晴らす道は永久に閉ざされてしまう。

それを考えると、紛失は単なる偶然や過失としては見過せないであろう。再審請求を棄却した地裁の理由書の言い分にもかかわらず、紛失は再審を妨害し、谷口さんに有利な証拠隠滅の役割を果たしたのである。

これがさらに免田事件、松山事件となると、一歩進んで、証拠隠しから証拠つぶしに発展する。こうなると、もはや無実の証拠は消されたわけで、冤罪を晴らすことは絶望的となる。

免田事件は一九四八年（昭 23）十二月二十九日、熊本県人吉市北泉田町二二五、祈藤師白福角蔵さん方に何者かが侵入、兵蔵さん（当時七六歳）と妻トギエさん（当時五二歳）の二人が蛇のような鈍器でメッタ打ちにされて殺され、長女、二女の二人も重傷を負った事件である。

約二週間後に免田栄さん（当時二三歳）が玄米一俵を盗んだという別件の窃盗容疑で逮捕され、やがて強盗殺人などで起訴、一九五一年（昭 26）十二月二十五日に最高裁で死刑が確定した。

凶器の蛇が免田さんの有罪の決め手になったが、数々の疑惑に包まれている。被害者の自福さんは頭部を十回も殴打され、現場は返り血が一面に飛ぶ凄惨さだった。そのすさまじさからすれば、免田さんの着衣や蛇にも血がべつとりと付着するであろう。ところが蛇には、刃部ではなく、握るところの木柄部に米粒大のO型の血痕がわずか一、二点しか付着していなかった。

さらに下思議なのは、蛇は木樵が山仕事に使う特殊なもので、刃の先端に長さ二センチのトビロという突起物がついているのに、被害者の創傷には、この突起物による陥没痕がまったくないのだ。免田さんの上着や白色マフラーも鑑定したが、血痕は検出されなかった。蛇にしても免田さんの着衣にしても、物的証拠だけに大きな謎に包まれている。

検察側はこれらの疑惑にたいして、

- ①蛇には相当の返り血が付着していたが、免田は犯行後約十二日間、土中に埋めた後、川で水洗いしたので血痕が検出されなかった。
- ②凶器の形状と創傷が一致しない点については、世良完介・熊本大医学部教授が「突起物が当たらぬように切りつけることは可能だ」との証言を行った。
- ③上衣やマフラーに血痕が付着しなかったのは、被害者の血痕はあまり飛散しなかった。

と反論した。この反論は素人がみても、首をかしげるだろう。血液は拭き取ったにしても、ルミノール反応で痕跡を確認できる。突起物が当たらぬように殴打できるというが、殺すつもりで必死になって十回も殴打しているのだ。突起物が当たらぬように配慮など加えていない。それなのに、十回殴打して一回も先端の突起物が当たらないのは、不思議というよりも、凶器は別ものの可能性が高いといえないか。

無実を一貫して叫んでいた免田さんは、死刑確定後も再審を請求し、蛇や上衣、マフラーなどの再鑑定を求めた。有罪の決め手になったこれらの証拠は、免田さんからみれば、逆に自らの無実を晴らすかけがえのない証拠物なのだ。

財田川事件でも書いたが、事件が確定すると記録は保存され、証拠物も本人に返還されたり、没収されたりする。免田事件の場合、第一番の担当検察庁は熊本地検八代支部である。

一九五二年（昭 27）二月七日、検察側は福岡刑務所に依頼して、死刑確定囚として在監中の免田さんに証拠物の放棄勧告をした。「蛇、マフラー、ズボン、地下足袋、絆天は犯罪行為に供せられたので便宜、当局において処分したい」

免田さんに証拠物を返還せず、検察側が勝手に処分したいというわけだ。返還を強く求めていた免田さんが従うわけではない。きっぱりと拒否した。検察側の対応に不信を持った免田さんは、一九五五年二月十九日、蛇、マフラーなど五点の証拠物の返還を、正式に熊本地検八代支部に請求した。ところが、同支部は三月三十日付で再度、福岡刑務所に放棄勧告を囑託したのである。直接、本人に送付せず、二度とも刑務所側から手を回すということは、いったいどういうわけか。

「免田から返還請求があつたが、いまだに事件の記録は最高裁から送付がなく、押収物は未処理でかつ押収物の中の物件は血痕付着のため腐しょくし、物の用にたつとは思わないので、本人にその旨を含めて、若し不用ならば所有権放棄書を徴して送付するよう」

この囑託書は、免田事件の全記録の中でももっとも重要なものである。無実の男を死に追いやった検察側の不正を、自ら暴露した文書でもある。

- ①押収中の物件は血痕付着のため腐蝕し、物の用にたつとは思わないとは何を指しているのだろうか。蛇、マフラー、ズボンにしても、蛇にはわずか米粒大の血痕が一、二点ついているだけで、マフラーなどに血痕はついていない。血痕付着のために腐蝕するはずはまったくない。
- ②免田さんは証拠物の返還を強く求めており、不用であるはずがなく、それを検察側が知らぬはずはない。
- ③この文書を出した時点は、第三回再審請求の審理が進んでいた段階で、この過程で蛇などの証拠物の再鑑定が必要になることは目に見えている。検察側はそれを知りながら、直接本人に放棄を求めず、刑務所側から囑託してもらうというような方法をなぜとったのか。

免田さんは再度、きっぱりと拒絶した。すると疑惑の正体ははっきりした。検察側は妃などをすでに廃棄していたのだ。

免田さんは一九六三年（昭 38）十二月、押収物の返還請求訴訟を国を相手だって正式に起こした。このなかで国は、蛇とマフラーは廃棄していたことをはっきりと認めた。蛇については、「熊本地検八代支部の証拠品係が裁判所から引継ぎを受けた昭和二十七年二月ごろ、凶器であるから所有権放棄の有無にかかわらず廃棄を相当とする」として廃棄した。マフラーについても「押収以来、三年間の証拠品扱いにより、相当汚損していて一般に使用に耐えないものと思われるとともに、原告は死刑確定囚であるために、ことさらこれを使用する可能性もないものと考え、時を移さず廃棄処分の手続をとった」と主張した。

この主張が、検察の二度にわたる所有権放棄の囑託書とはくい違い、矛盾だらけのものであることは自明だろう。紛失や廃棄は単なる偶然や過失によるものではなく、この証拠物を返還すればデッチあげが一举にくずれることを知っているためではないのか。免田さんの無実を証明する何よりの証拠であるために法廷には提出できない。常識では考えられない早々の廃棄は、検察の陰謀を雄弁に物語っているであろう。

国家賠償請求の第一番で一九七一年（昭 46）七月、東京地裁第十四民事部は免田さんの訴えの一部を認め、表とマフラーは没収の言い渡しがなく、所有権放棄の意思表示もしていないのに違法に廃棄し、国防色ズボンは亡失した」と、検察側の過失を認める判決を下した。しかし、慰謝料の請求についてはしりぞけた。

弁護側は控訴したが、東京高裁第十六民事部は一九七四年（昭 49）六月、控訴を棄却した。「たとえ囑託書の記載に事実と相違する点があるからといって、再審請求を妨げる目的での謀略と推定する還る証拠はない。検察官が管理保全しなかったからといって、証拠品の措置について検察官に過失があったとする

ことはできない。」

これを読んで、読者はどう思われるだろうか。裁判官の判決文というよりも、検察官が書いたのではないかと思えるほど、片寄っている。一方は無実を晴らす唯一の証拠を紛失廃棄された死刑確定囚である。その命を賭けた訴えにはいっさい耳をかさず、事実と相違した内容を書いたり、管理保全が不十分だったミスを重ねた検察官の肩を持って平気でいる裁判官。

財田川事件の場合と同様、検察側の証拠隠しや証拠つぶしに目をつぶり、再審請求を棄却する裁判官が、冤罪を防止できず、かえっていつそう続発させているのである。

松山事件でも、同じように決定的な証拠が消えた。

松山事件は一九五五年（昭 30）十月十八日、宮城志田郡松山町で農業・小原忠兵衛さんの一家が放火され、親子四人が殺された事件である。斎藤幸夫さん（当時二四歳）が犯人とされ、一九六〇年（昭 35）十一月に死刑が確定した。

斎藤さんの着衣には血痕などがまったく付いておらず、聖の証拠とされたのは、犯行当時、斎藤さんが使っていた掛布団の襟あてに付着した血痕だった。この襟あてに被害者二～四人の血痕が付着した可能性があり、その数八十数群となっていた。ところが、この襟あてが斎藤さん方から押収された時の捜査差押調書の添付写真では、血痕は一点しか写ってなかったのである。一点しか写ってないのに、いつの間に八十数群もに血痕が増えたのか。一点が本当なのか逆に八十数群が真実なのか。

大きな疑惑を持った弁護団は、この写真のネガの提出を要求した。現物の襟あては鑑定の際に小さく切りきざまれてすでになくなってしまった。そのためには、本当に八十数群あったのかどうかネガを調べるほかない。ところが検察側からは「ネガは紛失したので出せない」との返事が戻ってきた。その後、いくら要求しても、紛失の一点ぼりで、斎藤さんの無実を晴らすことができるかも知れない決定的な証拠は闇に葬られた。

弁護団は、同じ条件下で八十数群の血痕がある場合に写真には一カ所しか血痕が写らないかどうか、写真工学の専門家に鑑定を依頼した。結果は多数の血痕が写り、一カ所だけの写真にはならなかった。しかし、この新証拠も棄却された。再審請求の審理の過程で、当時の宮城県警鑑識法医学係主任・平塚静夫氏も血痕鑑定をしていたことがわかったが、その平塚主任は八十数群という血痕があったとは「夢にも思わなかった」と新証言をしたのである。

一九七九年（昭 54）十二月六日の仙台高裁の再審開始決定では、「斎藤の頭髪の上に返り血が付着し、就寝に際して使用した掛布団のえりあてに二次的、三次的血液の付着によって多数の血痕斑が生じたであろうかについて多大の疑問

を生じさせることになった」とした。八十数群の血痕の付着を裁判官は否定し、警察の「陰謀」の可能性を示唆しているのである。検察側がなぜネガを紛失したとしなければならなかったか、はいうまでもない。

以上の三件は、約三十年近くも無実を訴えていた死刑確定囚の事件である。絞首台の下につながれ、毎日死の恐怖におびえてきた死刑囚たち。その事件が、「裁判が誤っていたかも知れない」とあいついで再審開始になったとき、そろっていずれも、決定的に重要な証拠が紛失、廃棄という名の下に消されていたのである。

紛失というと、単純なミスで忘れてたり、なくしたかのような印象を与える。しかし、これらを単なる偶然で片づけることができるだろうか。

検察側は紛失、廃棄として口をそろえて、つじつまを合わせている。ところが、松川事件の諏訪メモのように、陰謀が暴露されて、本音を思わずもらしたケースもある。再審にはならなかったが、戦後の代表的な冤罪事件である松川事件、八海事件における証拠隠しをみてみよう。

財田川、免田、松山事件は、証拠隠しというよりは証拠つぶしであり、証拠はまったく消されてしまっていた。免田事件が計六度も再審請求を行い、事件以来再審開始決定まで三十一年もかかったのは、ひとえにこの証拠つぶしの結果といえよう。

松川、八海事件は、その点、長期裁判にはなったが、三審制度のなかで無罪が確定した。証拠つぶしまで進まず、証拠隠しだったため、その証拠を法廷に引きずり出したので無罪を獲得できたのである。

松川事件は一九四九年（昭24）八月十七日、国鉄東北本線の福島県金谷川駅と松川駅間で列車転覆事故があり、機関士ら三人が死亡した事件である。福島県警、福島地検は「共産党による組織的な犯行」とみて、国鉄労組関係者、近くの東芝癒川工場の労組員ら計十七人を逮捕、起訴した。一審は五人が死刑、四人が無期、二審は四人が死刑、二人が無期。しかし、最高裁で差戻しになり、仙台高裁の差戻し審で全員無罪、再上告審でこれが確定した。

「諏訪メモ」というのは、この事件で主犯とされ、一、二審で死刑判決を受けた佐藤一さんのアリバイに関するメモである。

佐藤さんは当時、東芝労連中央委員で、人員整理で紛糾していた東芝松川工場に横浜鶴見からオルグに来ていた。検察側の主張では、事件発生の二日前に共同謀議が行われたことになっていた。その内容は「佐藤被告は八月十五日正午ごろ、国労福島支部事務所へ行き、国鉄側の鈴木信被告（一、二審死刑）ら三人と会合し、列車転覆の日時、場所、方法などについて具体的に打合せした」



というもの。

ところが佐藤さんは、この日は午前、午後とも松川工場で労使の団交があり、ずっと出席しており、共同謀議などとはデッチあげだと主張した。検察側は団交への出席は認めたが、午前十一時十五分松川発の汽車に乗り、国労福島支部へ行くため午前十一時ごろ、団交の席を抜け出したというのである。こうして、佐藤さんがいったい何時まで団交の席にいたのかが重大な争点になった。もし佐藤さんが団交で昼すぎまでいたら、共同謀議はくずれ、事件全体が空中の楼閣になりはてる。

一審では、工場長の「午前十時半ごろから団交が始まり、佐藤の出席資格をめぐってもめ、結局、労組が佐藤に委任状を出すことでその発言を認めた。佐藤は約十分間ほど発言し、その後はいたかどうかわからない」との証言で、佐藤さんに死刑の判決が下った。ところが、二審後に、この団交の様子がメモで記録されていることがわかった。会社側の聡川工場事務課長代理の諏訪親一郎氏が、午前、午後の団交の経過や発言要旨をメモで記録していたのだ。

このメモでは佐藤さんの発言を最後に午前中の団交を終っており、昼休みは正午からであった。すると、自動的に佐藤さんは正午ごろまで団交に出席していたことが証明され、午前十一時ごろに抜け出したという検察側の主張はくずれてしまう。この諏訪メモが佐藤さんの無実を証明する決定的な証拠であることはいうまでもないであろう。

ところが、検察側はこのメモをいっさい公判には出さなかった。検察は一九四九年十月に諏訪メモを同工場から押収、諏訪さんからも調書を取っていた。しかし一、二審の公判で佐藤さんのアリバイが問題になった時も、諏訪メモにはいっさいふれなかったのである。

松川事件が最高裁に上告中の一九五四年（昭 29）一月、偶然のことから、諏訪メモの存在が明るみに出た。記録映画製作のために訪れた救援会のメンバーに、諏訪氏が「警察にはメモを提出しているのに裁判には提出されていない」と話したのだ。一九五七年（昭 32）六月には、毎日新聞が「諏訪メモ発見さる」と、「メモは当時事件を担当した福島地検郡山支部長・鈴木久学検事の手もとにある」という内容のスクープ記事を福島版にのせた。

この前後から、衆議院法務委員会で何度もこの問題がとり上げられ、「諏訪メモなどの証拠を開示せよ」と激しく追及された。また、弁護士も福島地検の検事らを職権乱用で告発、準起訴請求を行った。それらのなかで明らかにされた検察側の諏訪メモの取扱いは、検察が自らのメンツや威信以外に何も考えていないことをはっきり示している。

驚くべきことに、諏訪メモは一副検事が転勤の度ごとに大事に持ち歩いていた。常識では考えられない行動である。

福島地検で松川事件を捜査した安西光雄検事正の部下に、大沼新五郎という副検事がいた。大沼副検事は安西検事正が佐賀にいた時、その下で庶務課長をしてお、安西は福島地検に転勤になると大沼を引っ張り、副検事にしたのである。この大沼副検事は、一九五三年（昭 28）七月に仙台高検事務補助から盛岡区検に転勤になり、さらに翌年四月から一九五七年（昭 32）六月までは釜石区検にかわった。この間、諏訪メモを転勤先まで持ち歩いて保管していたのである。

事件のカギを握る重要な証拠を、一介の副検事が勝手に持ち歩くことが許されるはずはない。しかも松川事件という大事件であり、大沼副検事一人の判断で行った行動とはとても思えない。諏訪メモがよほど重大な証拠であり、知られたくない証拠であることをこの行動は物語っているであろう。

国会などできびしく追及され、諏訪メモは一九五七年六月、福島地検に返却され、同七月に最高検・神山欣治検事の手に移されていた。

この神山検事は、一九六〇年（昭 35）六月五日、福島地裁の宮脇辰雄裁判官の調べに、次のように答えている。検察側の証拠隠しの内幕をこれほど見事に語ったものはほかにない。

問 三十三年八月ごろ、〔諏訪メモ〕を返す方針が決まった。これは何ですか。三カ月ばかり経ったのはどういう訳ですか。

答 わいわい騒ぐし、検察の威信も落ちるし、遵法精神をマヒさせることを狙うのですから、法律上差しつかえないことであっても、後で取り返すことのできない程に威信を失墜してはと思い、法廷も開かれるし、一応予想もできるので、この際これ以上持っていてはということで返したのです。

問 騒がしいのは弁護人の方ですか。

答 それだけではなく、アカハタと商業新聞にも同調者がいますから。

問 国会の法務委員会の問題も一つの理由ですか。

答 そうです。

問 騒いでいる中に入るのですか。

答 入ります。

問 検察の威信ですか。

答 信用、権威を失墜させることがないように、そういう趣旨を入れてですね。

問 結局、騒がなければ返さない訳か。

答 それはそうです。

検察側の本音を、これほどズバリと語ったケースはあるまい。検察側にとってもっとも大事なことは、無実の被告人の人権や事件の真実の発見ではなく、検察の威信であることを自ら認めているのである。しかも、騒がなければ出さないと、はっきりと言明しているのだ。

「真昼の暗黒」として有名な八海事件では、真犯人が刑務所から最高裁や最高検、弁護士らに出した上申書や詫び状計十三通を押えて、取り下げるように暴行を加えたり、懲罰を加えていた。

八海事件は一九五一年（昭 26）一月二十四日、山口県熊毛郡麻郷村字八海で早川惣兵衛さん夫妻が殺され、現金一万六千円が奪われた事件である。最高裁に三度も行き、計七回の裁判がくり返された。

一九六五年（昭 40）八月三十日、広島高裁は第二次差戻し審で阿藤周平さんに死刑、残り三被告にも懲役十二年、十五年の有罪判決を下した。阿藤さんらはこれで、死刑―無罪のあと、三度目の死刑判決を受けたのである。この時、すでに無期懲役で広島刑務所に服役していた真犯人の吉岡晃は大きなショックを受けた。

吉岡は良心の苛責に耐えきれず、一九六七年から六八年にかけて、最高検の検事総長や正木ひろし弁護士らに、上申書や詫び状を送りつづけた。

「阿藤等四人は本件の強盗殺人には全然関係はありません。いいかえれば私の共犯者ではありません。」（検事総長あて、一九六七年五月九日）

「先生、長いこと嘘をつき御迷惑を掛けて誠に申し訳がありません、深くお詫びします。一日も早く本当のことをいってお詫びしなければ、これ程わかっていながらも本当のことをいうと、その後がこわくていい出してはやめて、嘘もつかなくてはならない苦しさには眠れない日が続きました」（正木弁護士あて、一九六八年三月三日）

ところが、阿藤さんらの無実を訴え、事件は自分の単独犯行だと告白した内容の、これらの上申書や手紙は、いっさい発信されず、広島刑務所内で押えられていた。一九六八年（昭 43）三月上旬に、広島刑務所で吉岡の近くの舎房にいた朝鮮人が出所して原田香留夫弁護士に連絡し、事件がはじめて明るみに出たのである。

吉岡はこれまでも単独犯行の上申書を出したが、そのたびに刑務所の保安課で押えられ、上申書を撤回するように言われ、拒むと職員から暴行を受けた。そして他の受刑者とは完全に隔離された独居房の前に、特別の木の扉を作って、厳重に監視されていたのである。検察側も吉岡の単独犯行の自供を知りながら、刑務所と一体となって押えつづけてきた疑いが濃厚となった。

日本弁護士連合会は一九六八年六月、人権侵害と弁護権侵害にあたるとして、

法務大臣、広島刑務所に警告した。

この年十月二十五日、三度目の最高裁はこれら吉岡上申書の証拠調べを行い、自ら無罪判決を言い渡したのである。

このほか、冤罪における証拠隠しの歴史は数かぎりない。結局、刑事訴訟法では検察官に一般的な証拠開示義務を負わせる規定のないのが問題となる。証拠の全面開示をめぐる対立でも、最高裁は証拠開示にきびしい歯止めをかけて、検察官の態度を支持している。

誤判の研究で世界的に知られるマックス・ヒルシュベルグ博士は、ドイツにおける刑訴法上の記録閲覧規定の不備を指摘して、これが誤判の重要な原因になると指摘している。

検察官が単に被告と敵対し、有罪をきびしく追及する立場から、公益の代表として、公正な立場から真実の発見を第一に考えるように変わらなければ、証拠の全面開示も冤罪の防止も不可能であろう。しかも、最高裁を頂点とした裁判官自身もこのような独善的な検察官の態度を容認している現状では、冤罪の根絶はいつそうむずかしくなる。

検察側は、証拠の開示を行うと、証拠隠滅される恐れがあることをしばしば主張する。しかし古典的名著『無罪』を書いたジェローム・フランク判事次のような指摘は、謙虚に聴く必要があるだろ

「不誠実な被告人が『開示された』資料を悪用するだろうという可能性は、誠実な被告人に対し、自らの潔白を証明する公正な手続を拒否することによって彼に不正を行う十分な理由とはならない。職業的な犯罪人が証拠をいじったり、証人を買収したりするのを妨げるため、無実な人間が損害を蒙るべきでないことは疑いのないところである。」

わが国でも、かつて名検事とうたわれた出射義夫氏（独協大教授）が、検察官のあり方をきびしく批判して次のように書いている。自ら検事として、数多くの事件を担当し、十二分に経験をつんだ人の発言だけに千鈞の重みを持つであろう。

「検察官が被告人に有利な証拠の提出を故意に避けたり、当事者主義だから、被告人に有利な主張立証は弁護人のなすべきことだと言明したり、言明しないまでも左様な法廷態度をとる検察官に接することがあるが、わたしは非常に悲しむべき態度であり、被告人や傍聴人の面前で検察はかくの如く低いものであると宣伝しているようなもので見るに耐えない」

「わが国の検察官が当事者は自分が勝つ努力をしておれば十分であると考え、むやみに無罪になることを恐れるかのように強弁し、不必要な立証を続けようとする態度は見苦しい。無罪のための立証をしてやり、無罪の言渡し後に被告

人に祝福の握手をするくらいの気持を持った上での法廷闘争でないと、検察は国民怨嗟の的とならざるを保し難い」（「検察の新しい目標」『ジュリスト』一九七二年六月十五日号）

事実、アメリカやヨーロッパの法廷では、被告人が無罪になった場合、検察官が素直に握手を求めて祝福するシーンがよく見られる。わが国の検察像とは一八〇度違うが、どちらが国民に代わって正義を実現する検察官としての態度にふさわしいかは言うまでもないであろう。検察は犯罪はきびしく追及しても、けっして無実の者を罰するところではない。

(つづく) <禁転載>©